平成３０年（フ）第６４号
静岡市清水区馬走968番地の24
債務者　東裕次郎こと　鄭　　仁模
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幸山　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５０号
宮崎県西都市大字三納11555番地
債務者　清水　寿志
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　央国
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１１７２号
神奈川県海老名市柏ケ谷544番地の４　プランドールかしわ台107号室
債務者　杉森　大祐
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　智哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１７３号
神奈川県海老名市柏ケ谷544番地の４　プランドールかしわ台107号室
債務者　杉森　愛子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　智哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１４号
静岡県浜松市南区高塚町4623番地の１
債務者　瀬嵜　久由
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河島　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第４号
京都府福知山市字正明寺30番地の10
債務者　青木　勝明
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成３０年（フ）第７４３号
埼玉県鴻巣市吹上富士見１丁目４番17号
債務者　里見　智仁
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２９８号
静岡市駿河区池田841番地の３、旧住所福島県福島市笹木野字大金谷41番地の７　ヴィクトール笹木野201
債務者　髙畑　力也
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　悠理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４３号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目９番１号　グランパラオ302
債務者　伊丹商店こと　伊丹　　久
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋満毅一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１１０号
群馬県高崎市江木町1093番地１　養護老人ホーム希望館
債務者　髙橋千代子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１１７号
香川県高松市東山崎町513番地８
債務者　植田　耕宣
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　瑠美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４４号
香川県丸亀市北平山町１丁目６番12号
債務者　勝村　峯雄
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　研也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第３６６号
仙台市太白区秋保町湯元字橋本55番地の２
債務者　丹野　幸樹
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　染谷　昌孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３０１号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目17番19―102号
債務者　藤乃家こと　光井　英司
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０７号
秋田市四ツ小屋字中野134番地１　アリエッタガーデン102
債務者　井上　幸司
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　隆弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２２号
秋田県秋田市広面字野添55番地２　ピアネス野添208
債務者　飯澤　文子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９号
熊本県山鹿市古閑1311―１　ドミールＡ棟201号、住民票上の住所熊本県山鹿市鹿央町千田3122番地
債務者　髙森　義昭
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森髙　啓喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係